

令和6年10月30日

各報道機関御中

国立大学法人山梨大学

## 山梨大学教員の懲戒処分の公表について

この度、下記のとおり本学教員に対し、国立大学法人山梨大学職員懲戒規程に基づき、懲戒処分の決定を行いましたので公表いたします。

なお、本件に関する詳細については、被害者のプライバシーに配慮する観点から、公表を控えさせていただきます。

### 記

#### 1. 被処分職員の所属等

大学院総合研究部教育学域 教授（50歳代 男性）

#### 2. 処分年月日

令和6年10月29日

#### 3. 処分内容

懲戒処分 諭旨解雇

#### 4. 事案の概要

被処分教員において、指導する学生に対しセクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントによる人権侵害と認められる事実があった。

被処分職員の行為は、国立大学法人山梨大学職員就業規則第74条に規定する懲戒事由に該当することから、同規則第73条第4号に規定する諭旨解雇とした。

#### 5. 学長コメント

この度の事態は、国立大学法人職員として、また、教育者としてあるまじき行為で、極めて遺憾であり厳粛に受け止めています。

人権侵害を受けた学生及び関係者の皆様に対して、心から深くお詫び申し上げます。

本学では、従前より職員の法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、改めて全構成員に対して意識啓発を図り、再発の防止に努めてまいります。

#### 【お問合せ先】

山梨大学 人事部 人事課長 齊藤  
TEL:055-220-8023